


●三菱鉛筆ユニ色事件

知財高裁 令和 5 年 1 月 24 日		
令和 4(行ケ)10062 審決取消請求事件		
当事者	原告:三菱鉛筆(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、これに係る色彩が単に商品(鉛筆)のイメージ、美感等を高めるために使用されていると認識させるにすぎず、本件指定商品の特徴(鉛筆の外装色等の色彩)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるとされた(商標法 3 条 1 項 3 号)。 また、鉛筆を含む筆記用具について本願商標の近似色が広く使用されている実情も考慮すると、需要者は本願商標のみではなく、これと組み合わせられた「MITSU-BISHI」、「uni」、「Hi-uni」、「unii☆star」等の文字と併せて、原告商品を原告の業務に係るものと認識する。加えて、鉛筆については、原告及び(株)トンボ鉛筆が合計で 80%を超える市場占有率を有し、比較的鉛筆に親しんでいる需要者は、アンケート調査における回答の選択の幅が比較的狭いと考えられるにもかかわらず、本願商標のみを見て原告の名称やそのブランド名(三菱鉛筆、uni 等)を想起した者が全体の半分にも満たなかった、などとして本願商標は使用による自他商品識別力を獲得しているとはいえないとされた(同 2 項)。
対象商標	本願商標  第 16 類 「鉛筆(色鉛筆を除く。)」	コメント: この鉛筆の色には馴染みがあるが、単色の色彩のみからなる商標の登録は相変わらず難しいようである。
結論	識別力なし (商標法 3 条 1 項 3 号該当、同 2 項非該当)	


●赤い靴底事件

知財高裁 令和 4 年 12 月 26 日		
令和 4(ネ)10051 不正競争行為差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人:X, クリスチャン ルブタン エスアーエス 被控訴人:(株)エイゾーコレクション	判決要旨: 仮に、被告商品の靴底に付されている赤色が原告表示と類似するとしても、両商品の価格差や女性用ハイヒールの取引の実情(試着のうえ購入、ブランドを示すプレートが店舗の区画に置かれる等)に鑑みれば、被告商品を「ルブタン」ブランドの商品であると誤認混同するおそれがあるといえない(不競法 2 条 1 項 1 号)、アンケート調査結果によれば、原告表示は一定程度の需要者に商品出所を認識されているとはいえるが、それが著名なものに至っているとまでは評価できない(同 2 号)、などとして控訴は棄却された。
対象商品	原告表示・商品  被告商品  	コメント: 原審(東京地裁 H31(ワ)11108)については、当コンテンツ 2022 年 3 月分を参照されたい。
結論	混同しない、著名とはいえない(非侵害) (不競法 2 条 1 項 1 号・2 号)	



●次世代3Dプリンタ展事件

知財高裁 令和4年12月14日		
令和4(行ケ)10068 審決取消請求事件		
当事者	原告:RX Japan(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、展示会等に係る本件役務について使用されるときは、これに接する需要者等において、「次の段階の3Dプリンタを内容又はそれに係る共通の特徴とする展示会」を表したものと認識されるから、役務の内容を認識させるものとして、役務の質を表示する標章と判断された。
対象商標	本願商標 次世代3Dプリンタ展 (標準文字) 第35類 「商品見本市・商品博覧会・商品展示会の企画及び運営」ほか 第41類 「展示会・展覧会・・・の企画・運営又は開催」ほか	コメント: 同様の結論の事件に、「関西次世代プリンタ展」(令和4(行ケ)10069)、「名古屋次世代3Dプリンタ展」(令和4(行ケ)10070)、「計測・検査・センサ展」(令和4(10071))がある。
結論	識別力なし (商標法3条1項3号)	



●OLYMBEER/オリンピックー事件

知財高裁 令和4年12月26日		
令和4(行ケ)10067 商標登録取消決定取消請求事件		
当事者	原告:SJP(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 引用標章の著名性については疑義も残り、少なくとも他の商標との類似性の判断において著名性が高いことを前提にすることは相当でないとされたうえで、本件商標と引用標章は外観及び称呼において相紛れるおそれがなく、観念において比較できないから両者は類似しない、と判断された。
対象商標	本件商標  引用標章 ① OLYMPIAD ② オリンピアード	コメント: 商標法4条1項6号は、著名な非営利公益事業等の標章と同一類似の商標を適用対象とする。原決定(特許庁)は反対に、本規定の趣旨(権威尊重、需要者利益保護)を踏まえ総合的に判断すれば、両者は相紛らわしい類似商標であるとしている。
結論	非類似 (商標法4条1項6号)	



●AROUSE 事件

知財高裁 令和5年1月17日		
令和4(行ケ)10078 審決取消請求事件		
当事者	原告:全薬工業(株) 被告:(株)ハッピーイノベーション	判決要旨: 両商標の称呼を「アロウゼ」vs「アロウジェ」又は「アラウゼ vs アラウジェ」とした上で酷似するとし、書体や大文字・小文字の相違があっても同一の称呼を生じる場合は社会通念上同一の商標とみなされるのであるから(商標法38条5項かっこ書、50条参照)、両商標が酷似する称呼を生ずる場合がある以上、外観上このような相違を殊更重視すべきではない、などとして類似と判断された。
対象商標	本件商標  引用商標 2~4  ほか	コメント: ちなみに、引用商標のリング状の図形からは出所識別標識としての称呼及び観念は生じないとされている。外観も重視されていないようで、原審決(特許庁)とは異なる結論となっている。
結論	類似 (商標法4条1項11号)	

●LEADERBIKES 事件(第 1 事件)

大阪地裁 令和 4 年 12 月 5 日		
令和 4(ワ)4272 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告: 慧大有限公司 被告: (株)BROTURES	判決要旨: 前提として、本件商標は、米国法人 Leader Bike, LLC(「旧リーダー社」)が我が国において登録したものであるが、その破産に伴い、原告に対し権利譲渡されたものである。その上で、被告が本件商標権が原告に移転されて以降、自転車等に被告標章を使用していたことは、本件商標権を侵害するものである、とされた。被告による先使用権の抗弁については、本件商標登録出願の際、需要者において本件商標は旧リーダー社によって付された旧リーダー社の商品を表示するものとしてのみ認識されていた、などとされ認められなかった。
対象商標	本件商標  第 12 類「自転車」ほか 被告標章  ほか	コメント: 被告も元々は、本件商標の原権利者であった旧リーダー社の商品を正規に販売していたようである。なお、被告は先使用権のほか、権利濫用や商標法 38 条 2 項の推定の覆滅なども主張したが認められなかった。
結論	侵害 (商標法 36 条 1 項・2 項、37 条 1 号、38 条 2 項等)	

●LEADERBIKES 事件(第 2 事件)

大阪地裁 令和 4 年 12 月 5 日		
令和 3(ワ)5999 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: (株)BROTURES 被告: (株)リーダーバイクジャパン	判決要旨: 原告表示のうち「LEADER」の部分は、第 1 事件にいう被告標章とともに商品に付されている以上、明らかに旧リーダー社の商品であることを表示するものというほかに、などとして被告との関係で「他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているもの」(不競法 2 条 1 号)とはいえないとして、侵害の主張は認められなかった。
対象商標	原告表示  LEADER(四角部分)ほか 被告標章  LEADER(四角部分)ほか	コメント: 第 1 事件の被告が、別の会社を相手取って原告となった事件だが、権利の根拠として主張する表示が、自身の商品を表すものとは認められなかった。なお、判決文中では、ここにいう「原告表示」は「被告表示」とされている。
結論	非侵害 (不競法 2 条 1 号等)	